

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.2/2563

เรื่อง หลักเกณฑ์การพิจารณาอนุมัติตำแหน่งคนต่างด้าว การบรรจุคนต่างด้าวในตำแหน่งที่ได้รับอนุมัติ

และการขยายระยะเวลาตำแหน่งและตัวบุคคล ตามมาตรา 25 และมาตรา 26

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 2/2563

件名: 第 25 条および第 26 条に基づく外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査
および役職や対象人物の期間延長の許可審査の基準

仏暦 2560 年(2017 年)投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づく投資家の便宜を図り、
明確にし、外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や人の期間延長の
許可審査を申請するため、

仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 25 条および第 26 条の権限
に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は以下の通り發布する。

第 1 条 本布告において

「外国人」とは、奨励プロジェクトに勤務する熟練技術者および専門家を意味と
する。

「システム」とは、ワンスタートワンストップ投資センター(OSOS)のシングルウ
ィンドウシステムを意味とする。

「上級幹部」とは、会長、社長、CEO、副社長、専務取締役、常務取締役などの
役職を意味とする。

「管理職」とは、製造部長、営業主査、次長、プロジェクトリーダなどの部長の
役職を意味とする。

「オペレーション」とは、生産責任者、プロジェクトコーディネーター、電気
技術者、IT プログラマー、射出成形金型の技術者、データアナリストなどの役職を意味と
する。

第 2 条 製造業種に向ける外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および
役職や人の期間延長の許可審査は下記の基準通りである。

2.1 外国人の役職に関する許可審査

2.1.1 役職許可の審査は、業種、投資規模、タイ人の労働者人数、使用される技術能力および生産工程などの主要な事業の要因を審査する。

2.1.2 製造事業には一回につき 2 年以内の役職を許可する。

2.1.3 科学技術分野の研究者 (Researcher) として勤務する専門家の場合には一回につき 4 年以内の許可する。

2.2 許可された役職に就く申請の審査

2.2.1 上級幹部、管理職の役職には年齢が 27 歳以上であり、勤務する 5 年以上の実務経験がある外国人を許可する。

2.2.2 オペレーションの役職には、年齢が 22 歳以上であり、学歴と職業分野が一致し、勤務する 2 年以上の実務経験を得た外国人を許可する。学歴と職業分野とが一致しない場合は、勤務する 5 年以上の実務経験が必要である。

2.3 許可された役職や個人の期間延長

2.3.1 許可された役職や個人の期間延長は、事業計画、生産能力の拡大、生産工程の改善、効率または品質基準の改善およびタイ人員の不足役職などの様々な要因を審査する。

2.3.2 許可された役職や個人の期間延長は、一回につき 2 年以内の期間延期を許可する。

2.3.3 許可された役職や個人の期間延長は科学技術分野の研究者 (Researcher) に向けて一回につき 4 年以内の期間延期を許可する。

第 3 条 サービス業種に向ける外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や人の期間延長の許可審査は下記の基準通りである。

3.1 外国人の役職に関する許可審査

3.1.1 役職許可の審査は、業種、投資規模、タイ人の労働者人数、使用される技術能力およびサービス手順などの主要な事業の要因を審査する。

3.1.2 サービス業種には一回につき 2 年以内の役職を認可する。ただし別に指定された事業を除く。

3.1.3 2019 年 2 月より奨励したソフトウェア事業、デジタル技術サービス事業および E-Commerce 事業のデジタル技術の専門家として勤務する外国人は月給が 75,000 バーツ以上の上級レベルの役職のみを許可する。

なお、初回の役職に就く許可は雇用契約で指定された収入通りに行い、役職や個人の期間延長に関しては、所得税の収入により審査する。

3.1.4 国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ)、国際貿易センター (International Trading Center: ITC)、国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC)、研究開発事業、対象技術開発事業および電子設計事業に関しては一回につき4年以内の役職を許可する。

3.1.5 許可された役職や個人の期間延長は科学技術分野の研究者 (Researcher) に向けて一回につき4年以内の期間延期を許可する。

3.1.6 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング (Business Process Outsourcing: BPO)、および国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (International Business Process Outsourcing: IBPO) に関する役職の許可は、一回につき1年以内とし、奨励証書に基づくワークステーションの数に応じるワークステーションのオペレーターの役職を許可する。

3.2 許可された役職や個人の期間延長に関する審査

3.2.1 上級幹部、管理職の役職には年齢が27歳以上であり、勤務する5年以上の実務経験がある外国人を許可する。

3.2.2 オペレーションの役職には、年齢が22歳以上であり、学歴と職業分野が一致し、勤務する2年以上の実務経験がある外国人を許可する。学歴と職業分野とが一致していない場合は、勤務する5年以上の実務経験が必要である。

3.2.3 上級幹部、管理職の役職に関して2019年2月より奨励したソフトウェア事業およびデジタル技術サービス事業に勤務する5年以上の実務経験がある外国人を認可する。

3.2.4 上級幹部、管理職、オペレーションの役職に関して2019年2月より奨励したソフトウェア事業、デジタル技術サービス事業およびE-Commerce事業のに勤務する外国人は月給75,000バーツ以上の上級レベル (Senior Level) の役職のみを許可する。

なお、初回の役職に就く許可は雇用契約で指定された収入に基づく行い、役職や個人の期間延長に関しては、所得税の収入により審査する。

3.2.5 2019年3月より先に投資奨励された国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (International Business Process Outsourcing: IBPO) 範囲での貿易および投資ビジネスの支援事業にてワークステーションでのオペレーターの役職を付く外国人に関しては、年齢が22歳以上で、勤務する2年以上の実務経験があり、または3か月以上の関連分野での訓練の履歴があること。

新規プロジェクトとして投資奨励を申請したおよび 2019 年 3 月以降に奨励したワークステーションの数量のみ追加の変更申請する既存プロジェクトに関しては、学士号以上または同等の学歴を取得した、関連分野での職業訓練の履歴を得て、月給 30,000 バーツ以上がある外国人を許可する。なお、初回の役職に就く許可は雇用契約で指定された収入に基づく行い、役職や個人の期間延長に関しては、所得税の収入により審査する。

3.2.6 教師の役職には、オペレーションの役職の基準通りに外国人を審査し、教員任命状およびタイの教師評議会より教員免許状を添付すること。

3.2.7 操縦士の役職には、オペレーションの役職の基準通りに外国人を審査し、操縦免許 (Validation) 同様にタイ民間航空局よりの支援書を添付すること。

3.3 許可された役職や個人の期間延長

3.3.1 許可された役職や個人の期間延長は、事業計画、生産能力の拡大、生産工程の改善、効率または品質基準の改善およびタイ人員の不足職位などの要因により審査する。

3.3.2 許可された役職や個人の期間延長は、一回につき 2 年以内を許可する。ただし特別に指定された事業を除く。

3.3.3 許可された役職や個人の期間延長は国際地域統括本部 (IHQ)、国際貿易センター (ITC)、国際ビジネスセンター (IBC) 研究開発事業、対象技術開発事業および電子設計事業に関しては一回につき 4 年以内を許可する。

3.3.4 許可された役職や個人の期間延長は科学技術分野の研究者 (Researcher) に対して一回につき 4 年以内を許可する。

3.3.5 許可された役職や個人の期間延長は貿易ならびに投資支援事務所 (TISO)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO)、および国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (IBPO) に関しては一回につき 1 年以内を認可する。

第 4 条 事業開始の許可を受けた際、事務局の適切な判断に従うオペレーション役職の外国人数を削減しなければならない。

第 5 条 本布告の第 25 条および第 26 条に基づく外国人の入国許可に関しては投資委員会事務局布告第 Por. 3/2560 号件名:電子システムによる外国人導入許可の申請の基準及び行使手続きに従い実施すること。

第 6 条 上記の基準は、一般的な手続きとして使用される。ただし、奨励証書に指定された追加条件または妥当な理由がある場合、委員会により特別に認可された場合を除く。

第 7 条 本布告で検討および決定することが不可能な場合、投資委員会の事務局長より決定する。

発布日： 仏暦 2563 年（2020 年）2 月 11 日

ドゥアンチャイ・アサワチンタチット

（ドゥアンチャイ・アサワチンタチット）

投資委員長官